なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、経験として認めない。ただし、工事成績評定の通知を受けていないものは除く。

また、当該経験の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、経験として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査　１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査　１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）及び２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された平成18年４月１日以降に完成した同種工事の実績について評価する。

②　中国地方整備局が発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」（中国地方整備局管内の施工に限る。）に該当する工事で過去５年間（平成27年４月１日から令和２年３月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が１年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。

また、中国地方整備局における過去５年間（平成27年４月１日から令和２年３月31日まで）の実績がない場合において、申請書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績である場合、中国地方整備局における令和元年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた審査評価点を与える。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

２）技術者の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された平成18年４月１日以降に完成した同種工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者であるものにおける経験について評価する。

上記発注工事で、従事役職が担当技術者での経験の場合には、主任（監理）技術者の経験の場合での審査評価点の１／２とする。

なお、平成18年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を施工経験を求める評価対象期間に加えることができる。

②　申請書に記載された平成18年４月１日以降に完成した同種工事における評定点について、中国地方整備局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部（営繕事務所を含む）、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）が発注した工事の経験、及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐であるものにおける評定点について評価する。

上記発注工事で、従事役職が担当技術者での評定点の場合には、主任（監理）技術者の評定点の場合での審査評価点の１／２とする。

また、中国地方整備局における過去５年間（平成27年４月１日から令和２年３月31日まで）の経験がない場合において、申請書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績である場合、中国地方整備局における令和元年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた審査評価点を与える。

なお、平成18年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の面から適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

「コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」

松江法務総合庁舎は鉄筋コンクリート造であるため、コンクリートの中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るためには、コンクリート躯体の密実性や外壁のひび割れ防止及び良好な仕上がり状態を確保することが重要である。

このため、松江法務総合庁舎におけるコンクリート躯体工事（鉄筋及びコンクリート工事）の品質確保に対する具体的な提案を求める。